

映 画 上 映 利 用 申 込 書

お申込日 20 年 月 日

※太線の枠内のみ記入してください。

利 用 許 諾 条 項

お	(フリガナ) ご住所	〒		
	(フリガナ) 法人団体名	個人でお申込みの方はご記入不要です。		
申	(フリガナ) 代表者名	印		
	T E L () - () F A X () - ()			
込	E-Mail			
	ご担当部署	ご担当者名		
者	ご担当者連絡先 (上記と異なる場合)	TEL () - ()	携帯電話 ()	-

貴協会が管理する音楽著作物を下記の催物において上映により利用することについて、協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「映画上映明細書」などを添えて申し込みます。

催物名				
開催日	自 20 年 月 日	上映回数	1日 回 全 回	
	至 20 年 月 日	上映本数		
	① 時 分 ② 時 分 ③ 時 分			
会場名				
入場料	有・無	入場料の額 (消費税を含まないもの)	① 円	② 円
			③ 円	④ 円
明細等提出日	20 年 月 日 ※開催日から5日以内(「利用許諾条項」2をご参照ください)			
備考				

※ 個人情報の利用目的については、利用許諾条項第11条に記載しています。

映 画 上 映 利 用 許 諾 書

20 年 月 日

上映許諾 第 号

一般社団法人 日本音楽著作権協会

本協会は、上記お申込者が上記利用申込書に記載された内容にしたがい本協会が管理する音楽著作物を上映により利用することにつき、本協会の定める「利用許諾条項」を遵守することを条件に許諾します。

支部長印のないものは無効です。

- (利用許諾及び譲渡禁止)
- (1) 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「協会」という。)は、映画上映利用申込書(以下「申込書」という。)を提出した申込者に対し、催物開催日時点において協会が管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を、申込書記載の範囲内において上映利用することを許諾します。
この場合は、協会は許諾した申込者に対し、映画上映利用許諾書を発行します。
(2) 申込者は、前項の許諾に基づく管理著作物を利用する権利を他に譲渡することはできません。
(申込書及び上映の明細書の提出等)
 - (1) 申込者は、申込書と共に上映利用する著作物の明細を、協会所定の明細書用紙(以下「明細書」という。)に記載し、プログラム等を添えて、催物開催日の5日前までに協会に提出するものとします。
ただし、申込者がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できない場合は、明細書の提出日(催物開催日から5日以内の日)を申込書に記載し、その提出を確認することによって利用許諾を得ることができるものとします。
(2) 申込者の都合により、前項の申込書または明細書に記載した内容を変更して利用する場合は、遅滞なく変更する内容を協会に報告するものとします。
(使用料の支払い)
 - 申込者は、協会の使用料規程により算出した使用料を、申込書提出のときまたは協会が発行する請求書に定める支払期日までに、協会事務所に持参または送金して支払うものとします。送金に要する手数料は、申込者の負担とします。
(使用料規程の適用)
 - (1) 使用料規程の第2章第3節映画2上映の規定を適用する場合において、申込者が2(1)の申込書及び明細書等のいずれも提出せず、協会より事前の利用許諾を受けなかったときは、協会は、申込者に対し、(1)映画1本上映1回ごとの使用料の規定を適用して使用料を請求するものとし、申込者は、直ちにこれを支払うものとします。
(2) 申込者が2(1)のただし書きにより、催物開催日から5日以内の日に明細書を提出する条件で利用許諾を受けたにもかかわらず、当該指定日までにこれを履行しなかった場合も前項と同様とします。
(保証金の納付と返還)
 - (1) 申込者は、本許諾条項の確実な履行を担保するために、協会が必要と認めるときは、協会に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、催物開催日の前日までに納付するものとします。協会は、申込者が本許諾条項に違反して使用料の全部または一部の支払いを履行しない場合は、保証金をもってその使用料または7に定める違約金に充当することができるものとします。
(2) 協会は、申込者が本許諾条項を完全に履行したときは、申込者に対し、協会が交付した受領証と引き替えに、前項の保証金を返還するものとします。ただし、利息は付さないものとします。
(使用料の変更)
 - 協会が申込者に使用料を請求した後に、上映利用する著作物の権利関係の相違が判明したときは、協会は使用料を変更して請求できるものとします。
(違約金)
 - 申込者が、3に違反して使用料の支払いを履行せず、支払期日より3ヶ月を経過したときは、協会は、申込者に対し、使用料のほかに当該使用料の20/100の額を違約金として請求できるものとし、申込者はこれを支払わなければならないものとします。
(著作者人格権の尊重)
 - 申込者は、管理著作物を上映利用するにあたり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他改変したり、または著作者の名誉若しくは声望を害するなどして著作者人格権を侵害しないよう留意するものとします。
(利用状況等の調査)
 - 申込者は、催物における管理著作物の利用状況調査のため、協会に対し、協会の職員等による利用楽曲の調査、関係書類の閲覧その他の業務遂行に必要な便宜を与えるものとします。
(許諾の取り消し等)
 - (1) 協会は、申込者が本許諾条項に違反したとき、または、違反するおそれのあるときは、申込者に対し、催告することなく直ちに文書により利用許諾を取り消すことができるものとします。
(2) 催物開催日時点において、申込者が上映利用した著作物が管理著作物でなかったときは、協会の利用許諾は当初からなかったものとします。
(個人情報の利用目的)
 - 協会が取得した申込者の個人情報は、次の(1)、(2)のために必要な範囲以外では利用いたしません。
(1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
(2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報
ただし、上記利用目的の達成のために必要な範囲で第三者に提供する場合があります。
(合意管轄)
 - 本利用許諾に関する紛争については、協会の本部または支部等の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。